

請求人

様

新宿区監査委員	國 井 政 利
同	平 井 光 雄
同	石 黒 清 子
同	木もと ひろゆき

新宿区職員措置請求について（通知）

令和 6 年 10 月 4 日付けで提出された新宿区職員措置請求書に基づく職員措置請求（住民監査請求）については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

1 事実経過

請求人は、令和 6 年 10 月 4 日、新宿区監査委員に対し、請求人の所有する住宅の一室を賃借している人物（以下「当該賃借人」という。）について、「生活保護費を受給している当該賃借人が、不適正な利用により請求人の物件や備品等を劣化させ、損害を与えていることについて、保護担当課に申し入れたが対応が無かった。また、当該賃借人は、生活保護費を受給しているにもかかわらず、当該物件に居住せず、親元で暮らしており、悪意をもって生活保護費を受給している。これらは保護担当課の職員の怠慢によるものである。現在、当該賃借人は、賃料を 2 か月滞納している。保護担当課は、当該賃借人を退去させ、刑事告訴を行うこと。これまでの 3 年間における当該賃借人の不正受給について調査を行うこと。」という旨の住民監査請求を行った。

2 却下の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求では、地方公共団体の住民が、地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるとき又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若

しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」とされている。

本件請求において、請求人は、当該賃借人の不適正な居住により、当該物件等に損害を与えていることについて、保護担当課が対応しないことは、違法又は不当な不作為であるとしている。しかしながら、当該請求人の主張する職員の行為は、職員による区の財産の管理を違法又は不当に怠る行為ではないことから、法第 242 条に定める住民監査請求の対象には当たらない。

また、請求人は、当該賃借人が不正に生活保護費を受給しているほか、2 か月賃料を滞納しているため、保護担当課が当該賃借人を当該物件から退去させること及び悪意をもって生活保護費を不正に受給していることについて調査し、刑事告訴することを求めている。しかし、これらは職員による違法又は不当な財務会計上の行為について、当該行為を防止し、若しくは是正し、又は区が被った損害を補填するための必要な措置を講ずべきことにつき請求しているものではないことから、住民監査請求として不適法である。

よって、本件請求は法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものとは認められず、同条に定める住民監査請求として不適法であるため、同条第 5 項に定める監査を実施しない。